

中津川市教育委員会における教科書採択に係る会議録

日 時 令和7年7月9日（水） 午後1時30分～

場 所 本町分庁舎会議室1

出席委員 教育長 岩久 義和
委 員 橋本 あみる 田島 雅子 三尾 和樹 山本 亮

事務職員 伊藤事務局長・松井文化スポーツ部長・花田教育次長（兼）学校教育課長・森事務局次長（兼）教育総務課長・丹羽事務局次長（兼）教育施設課長・中尾文化スポーツ部次長（兼）文化課長（兼）鉱物博物館長（兼）東山魁夷心の旅路館長（兼）市史編さん室長・西尾教育研修所長・安江幼児教育課長・青木発達支援センターつくしんぼ所長（兼）発達支援センターどんぐり所長・園原阿木高等学校事務長・青木生涯学習スポーツ課長（兼）少年センター所長・小池図書館長（兼）蛭川済美図書館長・高井中央公民館長

会議日程 1 開 会
2 前回議事録の承認
3 教 育 長 報 告
4 議 事
5 閉 会

日程	議 事	件 名	結 果
第1	議第26号	令和8年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について	承 認

■教育長 この後の議事が教科書採択に関わることで、議事の公開の是非についてお諮りします。議第26号につきましては、教科用図書採択の公正確保及び適正な審議環境の整備の観点から、非公開とすることが適当と思われます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議としたいと思います。いかがでしょうか。

〔 異議なし 〕

■教育長 異議なしと認め、議第26号の議事については非公開とします。

次に、審議結果の公開の是非についてもお諮りします。今後、中津川市の審議結果が東濃地区の他市の審議に影響を与えることがないようにするため、この後に行われる審議の結果については、東濃採択地区内で決めた期日である令和7年8月31日まで非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

〔 異議なし 〕

■教育長 異議なしと認め、審議結果については令和7年8月31日まで非公開とし、公開は9月1日以降とします。

それでは、日程第1 議第26号「令和8年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について」提案説明をお願いします。教育研修所長。

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

■委員 小学校、中学校の教科書を含めて、教科書採択替えの前と出版社が大きく変わったものはありますか。

■教育研修所長 中学校の社会科では、地理的分野と歴史的分野が東京書籍から帝国書院に変わっています。

■委員 中学校の社会科は、公民的分野のみ東京書籍を採択していますが、研究調査の際のポイントとしてどう語られたか教えてください。

■教育研修所長 例えば帝国書院を採用した地理では、ワークシートや資料活用、図解したアニメーションの視聴、重要語句の用語解説等のコンテンツを使用することができ、自主的に学習できるように工夫が十分なされていることがポイントとして挙げられました。

■委員 同一教科で複数の発行者の教科書が採択されるのは珍しいと思います。公民的分野のみ東京書籍となっているのはなぜか、お聞きしたいです。

■教育研修所長 東京書籍の教科用図書は特に「主体的、対話的で深い学びの実現のために身近な問題を取り上げている」と評価されていることで、今回採択されています。その他は先程述べた理由の通り、帝国書院が採択されています。

■委員 公民だけが東京書籍であるのが意外でしたが、各発行者の教科書を十分に調査し、その結果が採択に反映されているのは大変良いことだと思います。

■教育長 ありがとうございます。

■委員 今は教科書を開くとQRコードがものすごくたくさん付いています。子供たちがQRコードをどれだけ検索しているか分かりますか。

■教育研修所長 具体的に把握していませんが、子供たちは情報端末を1人1台持っているので、授業ではそれを活用しQRコードを読み取り活用していると聞いています。

■委員 授業中に先生が促して、子供たちが見るのですね。端末は自宅に持って帰っていますか。

■教育研修所長 自宅に持ち帰ることもあります。

■委員 教科書が大きく重くなり、特に暑いときには大変です。学校に教科書を置いていくことはありますか。

■教育研修所長 確かに教科書は分厚く、全部持って帰るのは大変なので、今は学校に置いていくことも認めています。

■教育長 中学校の社会科は、昨年度教科書の研究調査が行われ、令和7年度から現行の教科書が使用されています。地理的分野と歴史的分野の教科書が、東京書籍から帝国書院に変わりました。地理と歴史は中1、中2で並行学習を進め、公民的分野はその学習の上で学びます。並行学習する地理と歴史を異なる教科書で学ぶのはやりにくさも生じると思いますが、中3で学習する公民が他社発行の教科書であっても、現場の意見として、また研究員の研究の成果からも学びにくさはないだろうとのことでした。中1、中2で地理と歴史を学ぶ上で、東濃の子供たちと、比較的経験年数の浅い教員が多い東濃地区の実態を見たときに、より使いやすい教科書ということで採択がされたと理解しています。今年4月から採択替えした教科書を使い始めていますが、現場から使いにくいとの声は教育委員会には届いていません。

■教育長 ほかはいかがですか。

ご意見、質問等がございませんので、ご異議がなければ、議第26号については、承認ということでよろしいでしょうか。

〔 異議なし 〕

■教育長 議第26号「令和8年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり承認とします。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。委員の皆さん、ありがとうございました。